

# りすす倶楽部

2021年  
7・8月合併号  
第293号



## バラを贈ろう

容姿と色のバリエーション、品種の数が豊富なバラは、世界で最も愛される花の女王様。花言葉も多彩で、「赤は情熱、黄色が絆、白なら深い尊敬」と色ごとに変わる。贈る本数で込める気持ちが異なるのもバラらしい。例えば、9本なら「いつまでも一緒にいてください」であり、999本なら「何度、生まれ変わってもあなたを愛する」の意味となる。

弁護士 福井大海

## 生前サポートの仕組み変更にご理解・ご協力を

NPOりすシステム創始者 松島如戒

「コロナ禍」と「酷暑」のダブルパンチに見舞われた夏が過ぎようとしていますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。お見舞い申し上げます。

国民の3分の2が反対していた東京五輪が開催され、日本選手の頑張りはうれしいですし、声援を送りました。しかし、コロナウイルス感染者はうなぎのぼりの増え方で、これからパラリンピックも行われるようです。五輪を推進した方々は、どのような対応をするおつもりでしょうか。

こんな場面がきたらどうするのでしようか。コロナ病床は1ベッドしか空きがない。そこに外国人オリンピック選手の感染者と、50歳台の一般国民が搬送されてきた。病状はほぼ同じ。この状況に対し、救急のドクターの判断は難しいですよ。私なら、「おもてなし国・日本」の看板を捨てても50歳台日本人を助けるべきだと考えています。こんな苦しい選択をドクターにさ

せることのないように祈る毎日です。

生前契約の活動のあり方についての具体的な改革に、いよいよ10月から着手することいたします。28年前に生前契約を立ち上げた時の理想は「いつでも、どこでも、誰でもが安心して利用できる生前契約」の実現でした。この理想の実現に向けていろいろなことを試み、もがき苦しんで努力を続けてまいりましたが、理想とはほど遠い現実にも悩んだ末に決断いたしました。

りす倶楽部新年号以降お伝えしてまいりましたが、「人」は財産であると同時に、法人経営上の大きな「負担」でもあります。しかしながら、契約者の皆さんとの超長期にわたる生前契約というお約束を永遠にお守りするには、荷を軽くしなければ今後の不確定な社会情勢に対応できないと考え、このたびの改革を実行することいたしました。

その方法とは、職員はいったん退職

し、雇用によらない形態の新しい仕組みを構築することにあります。いまだ緒に就いたばかりですが、老いの一徹と擲楡されつつ84歳の老体に鞭を打ち、志を同じくする職員とともに時代の変化に沿う生前契約システムの構築のため、努力を続けてまいる所存です。

〈現在のりすシステムの状況〉



トータル契約者は6500名ほどですが、死亡された方、契約を解除された方（寿解除が多い）を差し引くと、現在の有効契約者数は約4200名です。分布は日本全国の地域の92%にわたります。その根拠は、衆議院議員選挙の小選挙区が前回の総選挙時に295あり、そのうちの269選挙区内に1名以上の契約者がおられることです。いわゆる空白区は26区しかありません。ご承知のように選挙区の格差は2倍以上と決まっております、調整されていますので、国が定める地域区分として最も格差が少ない指標です。

例えば市区町村の人口は、最多は横浜市の372万人、最少は815番目の北海道歌志内市の3500人。東京特別区の世田谷区は90万人で、これより少ない政令指定都市が20都市の中で7都市あります。こんな状態ですから、私たちは全国で小選挙区間の格差2倍以内という指標を使って、りすシステムサービズ網を組み

立てていくことにしたのです。契約者がおられる地域の人口92%、おられない地域の人口8%、国土の面積もほぼ同じ割合でした。

この数字を見て大変な驚きであると同時に大喜びしました。元は小さな寺を母体としたNPOの活動が、わずか30年足らずで日本全国に知れ渡っているだけでなく、多くの地域の人々が生前契約という仕組みを利用してくださっているのです。しかし契約者の広がりに対し、お世話をさせていただく側の「拠点の少なさ」にはショックです。

あれこれ模索し、究極の「NPOりすシステム」の役割とは何かを突き詰めて考えた結果、次のような整理ができました。りすシステムは契約者の皆さんから遺言で喪主（祭祀を主宰する者として指定）を託され、生前の生活上の支援では「生前事務委任契約」（公正証書）によって、各種の代理権を委ねられています。「死」と「生」の間では「任意後見契約」によって、判断能力の低下や喪失の事態に至っても対応することを委ねられています。これらのことに対し、NPOという法人に託されている事柄を法人自ら実施することは、しよせん不可能なことなのはお分りいただけると思います。無理をして法人が実際の仕事を行うには「人」を雇用しなければなりません。雇用すれば仕事があってもなくても給与等のお金が必要になりま

す。無理を承知でこれまで頑張ってきましたが、これでよいのだろうかと思いつまらなくなって考えた結果、ちょっと違うのではないかと気がつきました。

生前契約というのは、かなり無茶な約束です。まず死後のことについては、人には必ず死が訪れます。そこは真理で何人も否定できませんが、問題は「死が訪れる時」です。それは天の神様でもお分りにはならないでしょう。だから自分を生んでくれた親、その親を生んでくれた親や兄弟姉妹、そして自分たちが生んだ子といった人々によって作られる生活共同体、つまり「家族」の役割とされてきたのでしょうか。ご存知のように、オールマイティともいえる「家族」が量、質ともに弱体化し、機能不全に陥りつつあることで「困った」と考える人々が現れ、そういった人々からの要請で、「家族の機能」を代替する仕組みとして立ち上げたのが生前契約ということになります。

「家族」は長い共同生活の中で、お互いの考え方にはある程度分り合っているの、「企画書」や「意思表示書」がなくても、葬儀、入院の身元引受保証、手術の同意等ができます。しかし他人や法人ではそうはいきませんので、書類にいただいた個人情報維持・管理・変更して、必要なときはそのデータを取り出して仕事をする、否、適材適所の人や団体をお願いして実現するというのが、これからのりすシス

テムの姿と考えています。実務的な仕事は「人」を雇用するのではなく、それぞれの専門職業人のネットワークを作り、その中で皆さんがお住いの地域の近くで生活していたり、仕事場を持つていたりする人々に、その都度きつちりとした業務指示書によって仕事をお願いすることが、契約者の皆さんにとってのメリットになると考えています。

当然のことですが仕事をしてくださる方々には、りすシステムが主催する所定の研修を受けていただいた上で「契約家族コーディネーター」という資格を認定させていただきます。その上で仕事に対する姿勢や人柄なども十分に考慮し、理解し合った上で仕事をしていただくことといたします。そのために、りすシステムに業務登録をしていただきます。契約者の皆さんに生前サポートが必要になった際は、従来通り電話、メール等でコールセンターに申し込んでくだされば、りすシステムが適材のコーディネーターを選挙して差し向けることとなります。そして仕事が終わればご利用いただいた方の業務報告をして、次回以降のサポートの資料とさせていただきますのも従来通りです。

このように、業務実体としての変化はありませんが、法律上の関係性が雇用職員と委託契約によるコーディネーターとは異なります。利

用する皆さんには、りすシステムがコーディネーターに対し再委任することのご承諾をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

地域密着型サービス網構築につきましても、よいことだけではないと予測されます。例えばコーディネーターがご近所をよく知っている人だけに、これ以上の個人情報を知られるのは困る、ということもあり得ると思っております。それらにつきましては本部直轄のコーディネーターを配置するなど、柔軟かつ慎重に対応してまいります。

〈近未来の生前契約〉



将来的には「秘密生前契約」の準備もいたします。遺言制度の「秘密証書遺言」にヒントを得たものです。「秘密生前契約」が機能するには、「セルフ生前契約」の整備を急がねばなりません。現在の生前契約受託方式は面談等で職員が立ち会いますので、その職員は契約や意思表示の内容を全て知る立場にあります。この受託システムの改善が必要であるとかねがね考えてきました。この度の改革を機に、実現しなければならぬ課題と位置づけています。実は、現状でもシークレット扱いの契約が数件ございます。代表理事の杉山歩のみが承知しており、しかるべき場所にデータを格納するという

ものです。これについては私自身も全く内容を関知していませんので、杉山歩に突然何かがあったらどうしよう…という懸念から、杉山歩が死後、もしくは後見状態になった際に開封可という「遺書」を書かせています。

そもそも「生前契約」の本旨は「セルフ」です。セルフにするための整備作業が間に合っていないので、その作業も加速させる予定です。

〈セルフ生前契約〉とは

こんなイメージです。りすシステムの生前契約のホームページの申し込みページから入っていただき、生前契約利用申し込み手続きを完了し、申込金5万円を納付していただきます。申し込み手続き完了と同時にパスワード等を差し上げますので、順次作業を進めていただけます。「相談受付デスク」を設けますので、メール、電話等のご相談は常時お受けする予定です。

このページは契約者専用のページですから、一定期間ご自由にお使いいただける仕組みとすることを考えています。さらに公正証書作成等契約事務完了後も、ご自身のページは自由に閲覧できるようにする予定です。ただし内容変更等につきましては、りすシステムと情報共有していただく必要がありますので、りすシステムの決裁権者の承認により変更事項が有効となるようなシステムを導入するつもりです。



数年後の運用になると思いますが、生前サポート等につきましても「自動予約システム」の導入が必要と考えています。運用開始後はサービス提供者（コーディネーター等）の詳しいプロフィール、例えば得意な業務等が自動予約システムに登録されていますので、利用される方が「コーディネーター」を選択できる仕組みとなります。

〈契約者がサービス提供者にもなる制度〉

現状は契約を利用してくださっている皆さんとは、サービスの受け手として一方向の関係ですが、この関係の双方向性について模索しています。難しい問題もあり簡単に導入する訳にはまいりませんが、問題なくできることから導入すればよいのではないかと考えています。

サポート業務に関しては、現在はコールセンター等で申し込みを受け付けて、適材を選んでは差し向けるという仕組みですが、「自動予約システム」では、利用される方がそこに登録されているサービス提供者をチョイスして所定事項を入力の上、申し込み、サービス提供側が「OK」ならその返事をするという、仕組みとしては単純なものです。しかし、運用面については今後研究していかなければなりませんので、運用開始までにはもう少し時間が必要かと思えます。ただし、全てを自動化しようと考えている

訳ではありません。何を隠そう、私自身パソコンをあまり使えない情報機器音痴ですから…このシステムを活用して、地域のコーディネーターとともによりよいサービス提供者を探すことを考えています。

将来、私は既に「あの世の人」になっていると思いますが、このシステムは、医師や心理カウンセラー等から、便利屋さん、修理屋さん等々といった、契約者お一人おひとりの生活の質（QOL）の向上に必要な人材に出会うためのものとして、機能の充実を目指さなければなりません。契約される方の年齢も少しずつ下がっています。「何か手伝えることがあれば、お手伝いします」とおっしゃってくださいる方もおられますので、現在よりはるく倶楽部の発送やイベントの準備・運営の際にお願いしています。このような篤志家の方々のお力をより一層活かすには、組織内に本格的な助け合いシステムが必要となりますので、そのためのルールや仕組み作りをしていかなければと考えています。

〈コーディネーター候補をご推薦ください〉

契約者の皆さんが地域で生活されている中で、医療や介護、福祉の専門家など、この人にサポートしてもらえればうれしい…とお考えの方がおられましたら、これから本格稼働していくコーディネーターとして、生前契約活動の輪

の中にお迎えできればありがたいと考えています。詳しくは次ページを参照の上、お電話、Facebook、メール等でコールセンターあてご一報いただけますようお願いいたします。

〈最後にお願いです〉

何かが変わるとき、変えようとするときには、サービスを提供するりすシステムとしても、またサービスを受ける契約者の皆さんにしても、戸惑いを感じ、ご不便をおかけすることもあと存じます。その際にはご遠慮なくお申し出くださいますよう、お願いいたします。直ちに最善の努力をいたします。少しずつ「こんなに改善された」と実感いただくことが多くなると確信しています。

暑さの本番はこれからで、コロナウイルスに感染する方も増加していますが、ワクチンの効果は大きいようで、高齢者の感染者は激減しているようです。しかし、働き盛りの方々、子ども達の感染の増加は高齢者のそれより深刻ではないでしょうか。

いずれにいたしましても、四苦八苦の今年の夏になりそうです。お体を大切にお過ごしくださいますよう、ご祈念申し上げます。



## 契約家族コーディネーター候補 ご紹介のお願い

「りすセンター松島」(仮称) オーナー候補をご推薦ください  
 皆さんのお知り合いやご近所の方で「こんな方に生前サポート」してもらえれば…  
 そんな方をぜひご推薦くださるようお願いいたします

### 【りすシステムはこんな方をお待ちしています】

1. 性別・年齢・学歴は原則問いませんが、訪問の仕事になりますので、健康に自信のある方。
2. 職歴も問いませんが、他人の「いたみ」が分かり、心根がやさしく、気配りのできる、そんな方をお待ちしています。
3. 現在お仕事を持っておられ、他人のため・世の中のために何か役立ちたいという方。

### 【りすセンターのコーディネーターになっていただける方へのお願い】

1. りすシステム所定の 2 日間の研修を受けていただきます。
2. 収入は有償ボランティアの基準とします。
3. 在宅でできます。

※お電話・メール・ファックスでご推薦いただければ、ご本人に詳しい資料や申込書類などをお送りさせていただきます。

### 【りすシステム所定の 2 日間の研修】

#### 〈研修内容〉

オリエンテーション / 個人情報の取り扱いとコーディネーターに遵守していただきたい事項 / 生前契約が大切にしている — 理念・綱領 — / 生前契約の基本的な枠組 / 公正証書・公証役場と遺言 / 死後事務企画書と二つの意思表示書 / 成年後見制度を学ぶ — 任意後見契約の実務 — / 身元保証等高齢者サポート事業と契約家族 — 身元保証と医療サポートの実務 — / 生前事務の無限の可能性 / 生前サポートサービスのマナーとルール / 死後事務 (I) — 遺体の処置・搬送、葬儀、火葬、墓地の知識 — / 死後事務 (II) — 住居の片付け・処分、諸手続き — / 生前契約受託の実務 — 申し込み受付から公正証書作成まで — / 日常業務の概要 — 業務指示・業務報告 — / りすセンターの役割 — 仕事の進め方、手続と報酬等 — / ミーティング

#### 〈研修時間〉

1 コマ 45 分、1 日 7 コマで、2 日間計 14 コマとなります。

※研修履修後、面談により「契約家族コーディネーター」資格を認定いたします。この資格は、りすシステムが利用者の皆さんからご依頼いただいた仕事を実施するために、必要な事柄を学んでくださった方を資格認定するものです。「りすセンター松島」などのオーナーパートナーに必要な資格です。資格認定完了後、パートナーの業務登録をして仕事を始めていただきます。

※多様なお仕事や経験をお持ちの方をご推薦いただくことで、よりすばらしい生前サポートができることを期待しております。

## 人権を考えよう

GONGOVA (草の根国際協力研修プログラム) に参加して

芳賀 月比古

2019年8月と2020年3月に国際ボランティア活動「GONGOVA」の現地研修プログラムに参加しました。

朝8時15分、羽田空港集合。私にとっては、2回目の参加でした。参加者は2回とも大学生ばかりで大人の中に小学生がひとり、とても心細く不安な気持ちでいました。2回とも、主宰の川嶋先生に名前を呼ばれ「月比古ちゃん皆さんに配ってください」とプリントを渡されました。私は、何で私が？小学生で一番年下なのにと思いました。恥ずかしい気持ちで緊張しながら、一人一人にプリントを配ると、皆から「月ちゃんありがとう」と言ってもらえました。さっそく名前も覚えてもらえて、良かったと思いました。

現地研修プログラムの目的は、発展途上国タイにおいて山村支援活動を進め、日タイ両国から活動に参加する青年達の人間的成長を促すこと。理念は、世界人権宣言の言う「人権(human rights)」の尊重にあり、「人が人らしく扱われる社会」を大切にする思いが、参加青年達の内



面により広やかに育つ環境(場所と機会)を、国際ボランティア活動を介して提供することとあります。

私たちのミッションは、タイ北部山岳少数民族の山村に滞在し、タイの学生や村人と共同で山村支援活動に取り組むことです。具体的な作業として、森林の緑化、水資源の有効活用、在来種ミツバチの養蜂導入等があります。

北タイの気候は、5月〜10月は雨季、2月〜4月は乾季です。村の人々はタイ語ではなく、自分たちの言葉「白カレン語」を使っています。まず、ミモダムム(おやすみ)、ダビサ(疲れた)、ダブルー(ありがとう)、アグイー(おいしい)を覚えて、身ぶり手ぶりで会話をしました。食事は普通一汁一菜で主食は白米、おかずは野菜と鳥獣を調理したもので、味はスパイスが効いていました。ニワトリやブタ肉を食べるのは特別な日らしいです。



ある日、水シャワーを浴びていると、「ブヒー」と必死な鳴き声が聞こえてきました。慌てて身づくろいをして外に出てみると、いつもブタが繋がれているところに姿がありません。





山での仕事は、私が大学生の中でどんなに頑張っても仕事が遅いし力も弱い。人のために役立つと思うのに上手くいかないのが、反対に迷惑をかけているのではないかと思いました。私は人を助けて喜んでもらえることがすごく嬉しいし、気持ちがいいです。だとしたら、「大



家屋の裏から煙が出ていましたので、急いでそちらへ行ってみると、ブタが焼かれています。どこかでお祝い事があったということでした。

学生のお姉さんやお兄さんに喜んで助けてもらえば良い、そのかわり自分には何ができるかな」と考えました。

昨年の3月は新型コロナウイルス感染症のために、滞在中の健康状態の管理が必要でした。私は、毎朝5時に起き参加者全員の体温と脈を計り、その資料をタイ当局に提出しました。大変でしたが、大切な役割を任せてもらったので頑張りました。現地担当責任者の人に、「毎日、一番早く起きて皆の健康を管理した月を、尊敬します」と言ってもらえたときは、すごく嬉しかったです。タイの山村で自然や鳥や虫や参加仲間から力をもらい、頑張った経験は、私の宝物です。

タイと日本では文化の違いや生活のしかたの違いがあります。

世界では、人種や民族の違いで戦争が起きています。私が参加したGONGGOVAのプログラムでは、人種、民族、性、社会的な出身、身の障害の有無、信条、宗教などを超えて、人はみな等しく同じ価値を生まれながらに持っていることを、発展途上国タイの山村支援活動を通して学びました。

小学5年生で参加した2回のGONGGOVAは、夢中で過ごし、日本の生活との違いを深く考える暇はありませんでした。今、中学生になっ

てから、改めてGONGGOVA現地研修プログラムの目的理念や行動コードを読み返しますとミッションの一つひとつに意味があることに気づきました。

非日常的な環境下で緊張と発見を楽しみつつ、ヴォランティア活動を介して自己成長してほしいという主催者の思いを受け止め、このような経験をさせていただけた事に感謝をし、今後いつそう視野を広げ成長していきたいと思えます。



寸評 ― 月比古さんの活動と作文について ―

NPO法人GONGGOVAタイ現地担当

富田 育磨

私共GONGGOVA(ゴンゴヴァ)は、日本国内に本部を置く小さなNGOです。1997年の創設以来、川嶋辰彦(学習院大学名誉教授)の主導により、タイ北部地域の熱帯季節林内に散在する少数民族居住山村を主な対象として、「森林保全や地域振興を目的とするヴォランティア活動及び調査研究活動」を進めています。活動の特徴の一つは、現地の行政・警察等の指導の下で、活動対象山村に於ける労働作業計画を村人と共に立案し、かつ村人のイニシアチブで作業を実施することにあります。

GONGGOVAは、通年に亘る活動に加え、現地研修プログラムを年に2回行なっています。夏季におよそ2週間、春季におよそ3週間、活動対象山村にて、日本とタイの大学生を中心とする青年達が、現地の文化や生活を直に学びながら、労働作業と取り組みます。

作文の書き手である月比古さんは、小学校5年次の2019年夏と2020年春に、GONGGOVAの現地研修プログラムに参加しました。年長のお姉さん達やお兄さん達と一緒に、寛厳併せ持つ自然環境下で、いつも笑顔絶やさず、爽やかな汗を流しました。



月比古さんを始め参加青年達は、例えば、次の作業を完了しました。2019年夏は、(一) 在来種ミツバチ用養蜂箱60箱の製作、(二) 養蜂箱設置小屋一棟の建設、(三) 蜜源植物他苗木130本の移植。次いで2020年春は、(四) 取水口用小型プール2か所の建設、(五) 貯水槽2基の建設、(六) エスロン・パイプ5・6キロの敷設、(七) 植栽地での育樹用腐植土投入による土壌改良。

月比古さんによる現地研修プログラムへの貢献は多岐に亘りますが、特に紹介したいのは、



次の5点です。(ア) (時に差別の対象となる少数民族である) 村の方々との現地語(少数民族語)による交流を積極的に行なった、(イ) 参加青年達との労働作業や話し合いを熱心に愉しんだ、(ウ) 安全面・生活面での自己管理的確に行なった、(エ) ときに山々や星々に思いを馳せて詩歌を詠むなど、様々な思索を試みた、(オ) 現地のお年寄りや身体の不自由な方々に、進んで手助けして差し上げた。

以上の貢献にも増して、川嶋や私が感謝していますのは、作文にもありましたように、月比





古さんが「保健衛生担当」としてリーダーシップを発揮したことです。2020年春の研修期間中、私共は保健省の山村管轄部署から、新型コロナウイルス対策の一環として、参加青年達全員に対する、毎日2回ずつの検温記録等の申告を求められました。そこで3週間弱に互り、

川嶋指導の下で、月比古さんは、毎朝5時から6時、また毎晩就寝時間前の20時から21時に、山村内の現地研修本部にある長テンプルで、体温計や脈診用のストップウォッチを手に、参加者20余名全員の体調を口頭で確認すると共に、保健当局から指定の記録用紙に、全員分の体温等データを記入しました。これは、根気と責任の伴う仕事です。月比古さんは、これを見事に成し遂げ、当局の複数の担当者から「大変よくやっていますね！」等、様々な労いのお言葉を戴きました。

このような月比古さんの作文を、川嶋と嬉しく拝読しました。川嶋は、「しっかりと内容で、かつ色々な種類の感動が伝わって来ました。タイ山村で再び御一緒できます日々を、凄く楽しみにしております」と申しています。私は、作文の内容や表現の全体から、現地の方々と生活を共にした若者ならではの、「地に足のついた人権意識」や「仕切り板のない視野」を窺うことができました。月比古さんの、今後の更なる御活躍をお祈りしています。

最後に、今回の寸評者（富田育磨）が、2021年4月に『北タイ・冒険の谷』（出版社めこん）を上梓致しました。北タイ山村での土に近い暮らしや伝統的な慣習について、皆様に御紹介申し上げられましたら幸いです。もしや御関心がおありの方は、どうぞ御覧ください。



月ちゃん（芳賀月比古さん）の作文について

松島 如戒

月ちゃんと私は71歳違いの7月16日が誕生日という仲です。

月ちゃんは、りすシステムの企画室長で私の補佐役として、日夜生前契約の充実と発展のために汗を流してくれている、芳賀みゆきさんの長女の長女、つまりお孫さんです。



最初に出会ったのは月ちゃんが生後6か月くらいのところでした。以来私の6人目の孫のような存在で月ちゃんの成長を楽しみにしています。

月ちゃん20歳の誕生日が私91歳の誕生日なので、91歳まで元気に現役で、生前契約や契約家族の定着のため働きたいという目標を掲げています。

りすシステムが取り組んでいる森づくりのテーマに『神農本草経』という書物があり、365種類の薬用植物、動物、鉱物を収載した辞典です。月ちゃんが、これを編纂したとされる伝説上の神様・神農大帝の「ぬいぐるみ」の「しんのちゃん」の中に入って、森づくりイベントに参加し始めたのが小学校2〜3年のことです。以来、次世代の生前契約の担い手として、私が大きな期待を寄せている逸材です。

そんな月ちゃんが小学校5年生の冬、川嶋辰彦学習院大学名誉教授が主宰しておられる2週間のタイ国山村で行われる「GONGGOWA(ゴンゴヴァ)」プロジェクトへの参加を許されたのです。

つづいて6年生の夏休みに3週間のプロジェクトにも参加することができました。私も川嶋先生から20年も前から参加しないかとの有難いお誘いをいただいていたのですが、勇気がなく未だに参加できずに過ごしているのですが、月

ちゃんは2回も参加したのですからその勇氣、実行力に讃辞を贈っています。と同時に月ちゃんの中の川嶋プロジェクト参加が生前契約という血の中に「人権」という川嶋イズムが導入され新しい時代の生前契約へと、さらなる進化を遂げることを密かに夢んでいます。

そんな月ちゃんが4月に中学校に進学し、課題の作文のタイトルが「人権」だったそうです。2度のタイでのボランティアのボス、川嶋先生こと「タツ」、現地責任者の富田育磨さん、同じ仲間である大学生のお姉さんお兄さん、そして現地で暮らしているタイ山村の人々から、体験として学んだ「人権」についての作文を書いたことを知りました。

私も読みましたがすばらしい出来栄だったので、川嶋先生にもお目通しいただき、富田さんにはタイ山村の現状やプロジェクトの概要等の解説に加えて作文の寸評をお願いしご執筆いただけましたので、併せて掲載させていただくことに致しました。

富田さんは川嶋先生の右腕でGONGGOWAプロジェクトの現地責任者として活躍してこられた方です。その富田さんが20年にわたるタイ山村での生活体験を通して調査・研究された中から得た成果を『北タイ・冒険の谷』というエッセイ集にまとめ、このほど上梓されましたのでご紹介いたします。私は戦後外地から引揚げ、小学

校3年生から5年生にかけて、電灯のない山中で生活した体験を有しています。『北タイ・冒険の谷』の中で紹介されている暮らしの多くに共感しつつ読ませていただきました。

日本の農村の暮しも70年ほど前までは、本書で紹介されているタイの山村と同じような風景だったのです。それが今日、日本は大きく様変わりしましたが、そのことが本当に良かったのか否か。本書を拝読し改めて考えさせていただけました。ぜひ一読くださることをお勧めいたします。

『北タイ・冒険の谷』

著者・富田育磨 挿絵・久保谷智子

出版社・めこん

全国の書店(紀伊國屋書店など)あるいはインターネット(アマゾン、楽天など)で、お買い求めください。書店にない場合は、お手数ですがご予約ください。







# 〈地球に恩返し of 森〉の活動を ブログとInstagramで発信しています！

地球に恩返し of 森づくり事業部では、2009年以降〈地球に恩返し of 森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。日々の活動の様子を〈地球に恩返し・くすりの森の「しんの」ちゃん〉ブログとInstagramで発信していますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>



地球に恩返し しんの



8月6日晴天、気温 36°C！



生き茂った草を… → ハンマーモア草刈り機で一掃しました



薬用樹木トウネズミモチ。右はトウネズミモチの花。ミツバチや甲虫が訪花しています！



急な法面もなんのその！  
厄介な葛もヤギにとっては  
はご馳走です



小玉スイカ → カラスに味見されてしまいました…



# 〈介護シリーズ 第9回〉 介護保険で利用者に得すること 損することは何？

服部メディカル研究所 所長 服部 万里子



得することは「公的な保険」で

介護サービスが利用できること

私たちは日々の暮らしの中でさまざまな出来事に向き合います。定年後の所得に対しては「年金保険制度」があり、病気に關しては「健康保険制度」があり、仕事を失えば「失業保険（雇用保険）」があります。これらは誰もが遭遇する可能性があることで、公的な保険制度です。

介護保険は2000年に国が創設した保険制度です。目的は「家族の介護」を「社会的な介護」に変えるためで、「高齢社会の日本」では、それまでのように「家族が介護する」ことが困難になると予測できたためです。下の図表1のように、平成28年時点で「介護が必要になっても独居で家族がいない世帯」と「老夫婦世帯で、家族がいても高齢で介護ができない」世帯が50%を占めています。

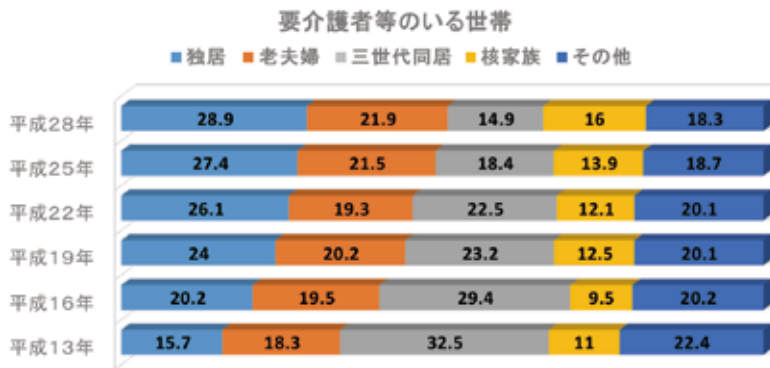
「公的な介護保険」の得する点は3つ

第一は、保険料の半分が税金で負担される点です。個人で入る火災保険や自動車保険等の保

険料は全額個人負担ですから、それらと比べると助かります。

図表 1

## 要介護世帯は三世帯は半減、独居がトップ



出典：平成 28 年国民生活基礎調査

介護保険で損すると思われることは2つ

第一は、介護保険を生涯利用することなく死亡する場合です。「ピンピンコロリ」「心筋梗塞で突然死」「階段から落ちて死亡」などがありません。また「入院してそのまま病院で死亡」する場合もあります。これを「損」というかどうかは別として、払い続けてもその恩恵を受けることがない場合があります。民間の保険には「利用しない場合には現金〇〇万円が受け取れる」などありますが、介護保険はそれがありません。

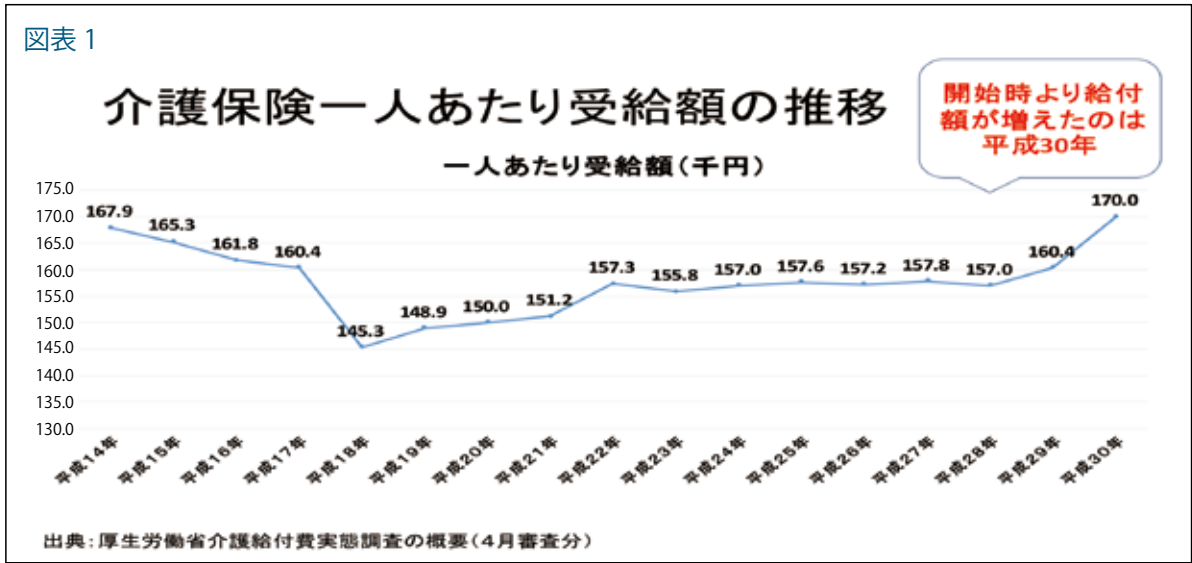
第二は、介護保険が効かない（適用されない）サービスがあるため自費払いになることです。例えば家族が同居していれば、ヘルパーから調理、買い物、洗濯、掃除の生活援助を受け

第二は、介護保険のサービスが公的に保障される点です。都道府県が「人員基準やサービス基準や事業所の指定」をすることで、サービスの質が保障されます。

第三は、サービス単価も国が決めるため公的な判断が行われることです。特にサービス単価（介護報酬）は3年ごとに見直しが行われ、最初はマイナス改定が行われました。結果として、一人あたりの介護保険から受けられるサービス金額（現物給付でのサービス）はアップしていませんが（次ページ図表2）、介護保険の利用者（要介護認定者）は年々増加しています。



図表1



ることはできません。また、福祉用具でも車いすなどは介護度により利用できない場合があります。

「医療サービス」と「介護サービス」があります。どちらも自己負担が必要です。介護保険は1割、2割、3割の所得に応じた負担があり、本誌前号で説明したように毎年見直しが行われます。

介護保険活用のポイント

図表3 軽度者(要支援1・2、要介護1)福祉用具が認められる

- ・車いすおよびその付属品(調査票1-7が『3.できない』となっている)
  - ・特殊寝台(ベッド)及びその付属品(調査票1-3または1-4が『3.できない』となっている)
  - ・床ずれ防止用具(日常的に寝返りが困難1-3が『3.できない』と記載あり)
  - ・体位変換器
  - ・認知症老人徘徊探知機
  - ・移動用リフト
  - ・自動排泄処理装置
  - ・主治医: 身体への重大な危険性又は病状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当との判断がある場合
- ・申請用紙
  - ・ケアプラン
  - ・担当者会議録
  - ・主治医意見のわかる書類
- ①日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(車いす及び車いす付属品)
  - ②生活環境において段差の解消が必要と認められる者(移動用リフト)

ます。これらも条件によっては認められることがあるので、ケアマネジャーの働きかけが大切(図表3)です。

図表4 高額介護サービス費の見直し(戻す基準アップ)

収入	見直し案収入	世帯の上限負担	戻す基準額
年収383万以上 (現役並)	44,400円	年収1,160万以上	140,100円
	同一世帯負担	年収770~1160万	93,000円
	年収383~770万		44,400円
本人所得160万以下 単身世帯で280万円未満、 2人以上世帯で346万円未満	44,400円	44,400円	変更なし
住民税世帯非課税 # 年金80万以下	24,600円 15,000円	24,600円 15,000円	変更なし

医療保険は75歳以上は1割負担ですが、65~74歳までは2割負担です。そしてサービス単価も異なります。通常は介護保険が優先されます。しかし「要介護認定を受けない場合」には医療保険が適用されます。介護認定を受けずに「医療保険サービス」のみを受けることも選択肢としてあります。医療保険にも「高額療養費」という「一定額を超えて負担したらお金に戻る制度」があります。(現役並みの所得の人は令和3年8月から一部アップの見直しあり)(図表4)このように、自己負担とあとから戻る制度の両面から利用を考えていきましょう。

## 〈年金シリーズ 第7回〉 遺族年金の相談裏事情

株式会社ジエイ・サポート 代表取締役  
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子



それは、ある銀行の年金相談会での出来事でした。70歳前後の品のよいご夫婦が来場され、「実は、今受給している遺族厚生年金のことで相談に参りました」とまず奥様から話を始められました。

遺族厚生年金は、厚生年金に加入していた人や老齢厚生年金を受給していた人が亡くなった場合に遺族に支給される年金です。察するに、ご主人は同席されているので、奥様が受け取っている遺族厚生年金は、単身の子供さんが厚生年金加入中に亡くなられた…そのような状況かと推測できました。

そこで、私が「失礼ですが、受給中の遺族厚生年金と言うのは、お子さまが残された年金ですか?」と確認すると、奥様は「いいえ、亡くなった主人の遺族厚生年金です」ときっぱり言われたのです。その言葉に私は戸惑い、思わず隣に座っている男性を見て「あの、こちらにいらっしゃる方はどなた様で…??」と尋ねると、奥様はまたもやきっぱり「主人です」とおっしゃるではないですか!

「奥様の老後を心配して、亡きご主人があの世から年金相談に付き添ってこられたのか?」と混乱している私に男性が「この人はね、前のご主人と死別して、遺族年金を受け取っているんですよ。私は、二代目の夫で、私たちは内縁です」と。さらに奥様が「今の夫は、厚生年金に40年近く加入していました。万一の時には、内縁でも今の夫の遺族年金を私が受け取ることができるのでしょうか?受け取ることができないのなら、もうしばらくは亡夫の遺族厚生年金をもらって置いて、頃合いを見て籍を入れようかと思っています」とのこと。

ああ、そういうことだったのかと私は冷静さを取り戻し、まず「厚生年金では、内縁関係を次のように定義しています」と下記図表1の内容を説明しました。

相談者が、現に下記図表1の「年金受給の事実婚関係の定義」に該当している内縁関係にあるのなら、次の①②③の3点が今後のポイントになります。

①今受け取っている遺族厚生年金の「失権届」を提出しなければなりません。

遺族厚生年金が失権する事由に「婚姻したとき(事実婚も含む)」があります。つまり、遺族厚生年金を受給していても再婚したり、内縁関係を開始したりすると、その事由に該当した日に遺族厚生年金は失権します。

このような場合は、10日以内に年金事務所や街角の年金相談センターに「遺族年金失権届」

図表1【事実婚(内縁)関係の定義】(厚生労働省年金局長通知による)

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、**婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること**

- ①当事者間に、社会通念上、**夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること**
- ②当事者間に、社会通念上、**夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること**

※上記内縁関係の認定については『りす倶楽部第291号(2021年5月号)P14②「生計同一」に関する認定の要件とは?』をご参照ください。



を提出しなければなりません。念のために言えば、もし再婚や内縁関係が破綻した場合でも、いったん失権した遺族厚生年金の受給権は復活しません。

②内縁関係のままで亡夫の遺族厚生年金を受け取り続けることはできません。

失権事由に該当したにもかかわらず、届出を行わずに遺族厚生年金の受給を続けることは不正受給となります。発覚すると、刑法上の詐欺罪に問われる可能性もあります。また、最大で過去5年分の不正に受給した遺族厚生年金は返還を求められます。

③内縁関係の夫が亡くなった場合は遺族厚生年金が受け取れます。

内縁関係に該当することにより「失権届」を提出し、亡夫の遺族厚生年金は失権しますが、引き続き内縁関係が継続し、その後その内縁の夫が死亡した時には、内縁の妻（前年の年収が850万円未満で原則同居していることが要件）として改めて内縁の夫の遺族厚生年金を請求することができます。

なお、入籍をしなくても法律上の婚姻条件を満たしていれば、住民票に「妻(未届)」あるいは、「夫(未届)」と記載することができます。このようにすると、結婚の意思はあるが届出をしていないことがわかります。

◆ 遺族厚生年金の計算方法 ◆

遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の額の4分の3です。受給額の4分の3ではないので注意してください。受給額には、老齢厚生年金の額他に、加算額や老齢基礎年金の額も含まれています。これらは、遺族厚生年金に反映しません。

図表2 年金額改定通知書から遺族厚生年金の基本額を計算しよう

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書		
年金の種類 老齢基礎・厚生		
年金の種類	年金コード	1150
国民年金 (基礎年金)	支給停止額	0円
	年金額	735,467円
厚生年金 保険	支給停止額	0円
	年金額	1,466,089円
合計年金額 (年額)		2,201,556円

遺族厚生年金の基本年金額  
 = 老齢厚生年金 (報酬比例部分) × 3/4  
 = 1,466,089円 × 3/4 = 1,099,567円

【参考】  
 中高齢寡婦加算額・経過的寡婦加算額の加算  
 夫の厚生年金の加入月数が240月以上あれば、夫が死亡当時の妻の年齢に応じて、遺族厚生年金に下記の加算額が加算されます  
 ・妻が65歳未満の場合 → 中高齢寡婦加算額 (定額 585,700円)  
 ・妻が65歳以上の場合 → 経過的寡婦加算額 (妻の生年月日による額で 585,700円～19,547円)

図表3 ねんきん定期便から遺族厚生年金の基本額を計算しよう

(夫のねんきん定期便) 夫59歳で在職中。妻59歳で専業主婦。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の保険料納付期間が必要です)					
国民年金 (a)	厚生年金 (b)	特種年金 (c)	所収加入期間合計 (a+b+c)	合算加入期間 (d)	所収加入期間 (e)
0月0日	0月0日	0月0日	0月0日	0月0日	0月0日
491月0日	0月0日	0月0日	491月0日	0月0日	491月0日

3. 老齢年金の権限と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)					
年金の種類	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額
1. 基礎年金	780,900円				
2. 厚生年金	1,240,032円	1,240,032円	1,240,032円	1,240,032円	1,240,032円
3. 遺族厚生年金	930,024円				
4. 遺族基礎年金	585,700円				
5. 遺族寡婦加算額					
6. 遺族経過的寡婦加算額					
7. 遺族加算額					
8. 遺族加算額					
9. 遺族加算額					
10. 遺族加算額					
11. 遺族加算額					
12. 遺族加算額					
13. 遺族加算額					
14. 遺族加算額					
15. 遺族加算額					
16. 遺族加算額					
17. 遺族加算額					
18. 遺族加算額					
19. 遺族加算額					
20. 遺族加算額					
21. 遺族加算額					
22. 遺族加算額					
23. 遺族加算額					
24. 遺族加算額					
25. 遺族加算額					
26. 遺族加算額					
27. 遺族加算額					
28. 遺族加算額					
29. 遺族加算額					
30. 遺族加算額					
31. 遺族加算額					
32. 遺族加算額					
33. 遺族加算額					
34. 遺族加算額					
35. 遺族加算額					
36. 遺族加算額					
37. 遺族加算額					
38. 遺族加算額					
39. 遺族加算額					
40. 遺族加算額					
41. 遺族加算額					
42. 遺族加算額					
43. 遺族加算額					
44. 遺族加算額					
45. 遺族加算額					
46. 遺族加算額					
47. 遺族加算額					
48. 遺族加算額					
49. 遺族加算額					
50. 遺族加算額					
51. 遺族加算額					
52. 遺族加算額					
53. 遺族加算額					
54. 遺族加算額					
55. 遺族加算額					
56. 遺族加算額					
57. 遺族加算額					
58. 遺族加算額					
59. 遺族加算額					
60. 遺族加算額					
61. 遺族加算額					
62. 遺族加算額					
63. 遺族加算額					
64. 遺族加算額					
65. 遺族加算額					
66. 遺族加算額					
67. 遺族加算額					
68. 遺族加算額					
69. 遺族加算額					
70. 遺族加算額					
71. 遺族加算額					
72. 遺族加算額					
73. 遺族加算額					
74. 遺族加算額					
75. 遺族加算額					
76. 遺族加算額					
77. 遺族加算額					
78. 遺族加算額					
79. 遺族加算額					
80. 遺族加算額					
81. 遺族加算額					
82. 遺族加算額					
83. 遺族加算額					
84. 遺族加算額					
85. 遺族加算額					
86. 遺族加算額					
87. 遺族加算額					
88. 遺族加算額					
89. 遺族加算額					
90. 遺族加算額					
91. 遺族加算額					
92. 遺族加算額					
93. 遺族加算額					
94. 遺族加算額					
95. 遺族加算額					
96. 遺族加算額					
97. 遺族加算額					
98. 遺族加算額					
99. 遺族加算額					
100. 遺族加算額					

遺族厚生年金の基本年金額 = 老齢厚生年金 (報酬比例部分) × 3/4  
 = 1,240,032円 × 3/4 = 93万円

老齢厚生年金の額は、年金受給者は毎年6月に届く年金額の改定通知書(図表2参照)で確認できます。また、50歳以上の人は毎年誕生日に届くねんきん定期便で老齢厚生年金の見込額(現在の保険料納付状況が60歳まで継続した場合の試算額・図表3参照)が確認できます。なお、一定の条件を満たしている場合は、上記の加算額が基本額に加算されます。

支部

活動記

北海道・北日本支部

▼9年ほど前、東日本支部で生前契約の基本契約をされたCさん（70歳・女性）の件で、宮城県内の総合病院から問い合わせの電話がありました。

「Cさんが交通事故によるケガで救急搬送されました。詳しいことはプライバシー保護のためお伝えできませんが、ご本人はお話できる状態ではありません。りすシステムの緊急連絡カードをお持ちでしたので、それを見て電話しました。ご家族の連絡先を教えてくださいませんか」とのことでした。

Cさんが基本契約をした当時は、基本契約時に緊急連絡カードをお渡ししていたので、それを見つけた病院担当者からの電話だと分かりました。Cさんの生前契約の履行に必要な事項申出書（現・個人カード）には、緊急時の連絡先として親族が記載されていたので、その方の連絡先を病院に伝えました。Cさんとは公正証

書契約を締結していないため、これ以上のサポートはできません。

「まだ元気なのでサポートを利用しなくても生活できる」と、生前契約を完了しておられない方がいます。が、いつ何がおこるか分からないのが人生です。契約が必要になったとき、判断能力の低下で契約できないこともあります。

誕生月には、誕生日カードとともに近況をお知らせいただく確認シートをお送りしていますが「保証人・緊急連絡先にお困りでしょうか？ ↓困っている」「後見人や死後のことについて不安を感じていますか？ ↓感じている」と回答しながら、公正証書契約に進むことを希望されない方もおられます。間に合わなくなる前に、今一度、生前契約についてご検討ください。

数年前に生前契約パンフレットを冊子型に変更していますので、ご希望の方にはお送りいたします。



東日本支部

▼Rさん（86歳・女性）が見直し面談のため九段事務所を訪れたのは、2年前の6月のことでした。「この年齢で、どこも悪いところがない」と笑顔でおっしゃるRさんに「今日は暑いので、気をつけてお過ごしください」とお伝えして面談は終了。その後帰途についたと思われたRさんでしたが、事務所1階の待合いソファで倒れているのをスタッフが発見し、お名前を呼ぶとうなずくものの、話すことができない状態だったので救急搬送しました。

近くの総合病院に運び込まれたRさんは集中治療室に入り、脳内出血の診断で入院しました。肺炎などを併発すれば命に関わる危険な状態で、一命は取り止めたものの右半身

麻痺で話すこともできず、寝たきりとなりました。その後は声かけに多少反応するだけで目を開けない状態が続きましたが、入院から1か月が経過するころには、話しかけるとわずかに目を開けて「うん、うん」とうなずくようになりました。主治医から、今後も24時間の完全看護・介護が必要で、自宅に戻ることはでき

ない旨の説明があったので、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをして監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職しました。

その後、入居していた高齢者施設の解約や転院の際のサポート、様子伺いをしていました。昨年からはコロナ禍でRさんに直接お会いすることができなくなりました。電話で状態を確認する日々が続いていましたが、倒れてから2年になろうとしていた先日、医療関係者に見守られて息を引き取りました。

Rさんを通じて、契約家族としてりすが担う責任の重さを再認識し、多くの学びを得ました。いただいたものを利用者のみなさんにお返しできるよう努力してまいります。

中部日本支部

▼軽費老人ホームにお住いのYさん（80歳・男性）は、2年前に膀胱がんの診断を受けました。当初、積極的治療はしないと決めていましたが、出血・頻尿に悩まされるようになってから自宅近くの総合病院を受診し、膀胱内に血の塊がありそれが原因だと言われました。放射線治療をすすめられたYさんは主治医の説



明に納得して入院、治療を受け、退院後は定期受診に付き添っています。

Yさんは入院前に要介護認定申請をして要介護1と判定され、週3回各1時間30分、ヘルパーによる洗濯、居室の掃除、入浴介助サービスを利用中です。昨年は新型コロナウイルス対策で、最長1年、介護認定の有効期間の延長が認められましたが、今年は見直しが必要でした。先日ケアマネジャーから「介護認定の有効期限が6月末でしたので、更新を申請したところ『非該当』になりました。7月1日付けで新規申請を行います。結果が出るまで暫定の担当者会議を行いますので出席ください」との連絡があり、出席しました。

Yさんは前回の定期受診で、主治医から「がんが大きくなっている。いつ痛みやだるさがでてもおかしくない」と言われたばかりです。介護保険のサービスが使えなくなると、洗濯や掃除を一人でやらなければならず、Yさんの負担が増えることになるため、今後のサポート体制を再検討する必要があります。現在、結果を待っているところです。



## 西日本支部

▼大正13年生まれ、96歳のSさん(女性)は、2年前からペースメーカーを装着しています。訪問看護、ケアマネジャーの訪問介護を利用して自宅で1人暮らしをしています。先日ケアマネジャーから、胃痛を訴えて救急搬送されたとの連絡がありました。搬送先の病院と連絡を取り合せて、入院保証手続きの日を決め、入院に必要な身のまわりの品は、レンタルで対応することにしました。

Sさんは「病院に運ばれたときに訪問看護師に通帳を3冊預けたので、りすに届けてほしい」とおっしゃっているとのことでした。このことをケアマネジャーに確認したところ、そういった事実はなく、勘違いされているのだろうとのことだったので、その旨を病棟の看護師からSさんに伝えてもらい、納得していただきました。

退院後、自宅に戻ったSさんは、今まで通りの1人暮らしを希望されていましたが、かかりつけ医の説得もあり、施設入居を決めました。入居の申し込み手続きは、施設長に訪問してもらいSさん宅で行うとの連

絡を受けたので同席し、現在、引越しの準備をすすめています。施設での暮らしがSさんにとってよりよいものとなるよう、サポートを続けます。

## 中国・四国支部



▼昨年末、Kさん(85歳・女性)のご近所の方から、緊急コールセンターに次の内容の電話がありました。

「Kさん宅の照明がここ2、3日点いておらず、毎日洗濯していたのに洗濯物も干されていません。外から呼びかけたり電話したりしましたが応答がなく、家の中で倒れているのではないかと心配です。Kさんから『万一の場合は、りすシステムに電話してほしい』と頼まれていますので連絡しました」

Kさんは支部から遠くに住んでおられ、スタッフがすぐに駆け付けられることができませんので、お電話をくださった方に警察に連絡を入れてもらいました。

しばらくして警察から電話があり「勝手口の窓ガラスを割って中に入

り、倒れていたKさんを発見しました。手が少し動いており救急搬送したので、搬送先の病院が決まったら連絡します」と言われました。電話をくださった近所の方に、破損した窓ガラスをガムテープ等で補強してもらおうようお願いし、警察からの電話を待っていたところ、数時間後「最初に運ばれた病院では治療が難しいとのことで、D病院脳神経内科に搬送中です」と知らされました。

Kさんの**医療上の判断に関する事前意思表示書**を持参してD病院に急行しましたが、コロナ禍で院内には入れず、ロビーで看護師から医師の病状説明書を見せてもらいました。Kさんは慢性硬膜下血腫の診断で、意識障害・失語症の疑いがあり、右不全片麻痺の症状が出ているそうです。手術内容は血腫洗浄除去術とのこと。入院保証の手続きを行って入院診療計画書を受け取り、当面必要なものは病院の許可を得て院内の売店で購入して、看護師に渡ししました。その後は脳外科医と電話でやり取りしましたが、Kさんは手術後もコミュニケーションが取れない状態で強い麻痺があり、後遺症が残る可能性があるとのことでした。

九州支部

入院から3か月後、病院の相談員から「Kさんは寝たきりで、栄養補給をしている状態です。自宅に戻るのには難しいので、自宅近くの病院に転院して治療を継続します」との連絡がありました。そこで今後は任意後見人としてKさんをサポートできるように、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしました。監督人選任のためKさんに面会した家庭裁判所の調査官から「ご本人の意向を確認しました。寝たきりですがお話しすることができ、りすシステムのスタッフの名を覚えていました。手続きを進めます」との連絡があり、監督人が選任され、りすが任意後見人に就職しました。

その後、任意後見監督人から「りすさんがKさんを訪問するときに同行させてください。自宅の維持管理が必要かどうか状況を知りたいと思います。また、銀行から引き落としされている電話・水道・電気代などは、解約しても支障はありませんか」等の質問がありました。近日中に監督人と一緒にKさんに面会し、自宅を見てもらって現状を把握してもらうことにしています。



▼自宅マンションで1人暮らしのMさん(82歳・女性)から出張説明の依頼があったのは、昨年10月のことでした。友人の紹介でりすシステムを知ったというMさんは、申し込みと同時に公正証書作成に取りかかる総合保証パックを契約することにし、公証人に自宅へ出張してもらい11月には公正証書が完成しました。

Mさんはご主人に先立たれてお子さんはなく、親戚は遠方に住んでいるため、1人暮らしを続けることに不安があり、お元気なうちに施設入居をしたいとのご希望でした。契約後すぐに高齢者住宅紹介業者から資料を取り寄せて検討した結果、有料老人ホーム入居を決め、年明けの入居契約に立ち会い、4月に引越しのサポートをしました。

5月に入って新型コロナワクチン接種の予約が開始されましたが、住んでいる地区のコールセンターは電話がつながりにくい状況が続ぎ、インターネット受付のみとなりました。Mさんはご自身で予約することが難しかったので、訪問して接種券を見ながら予約し、6月末までに2

回の接種を済ませました。7月には自宅マンションの売買契約に立ち会う予定です。

大分支部



ルトが切れるトラブルがありました。修理しましたが怖くて乗れませんでした。体調もよくないので、やはり施設入居を検討します」とのことだったので、先日見学したケアマンションを紹介し、資料を送付しました。

▼県営住宅に1人暮らしのUさん(74歳・女性)は、新年会、ブドウ狩り、しいたけのコマ打ち体験、水彩画などのりすシステムの行事に積極的に参加されていきました。また大分市主催の「大分・援農かつせ隊」に参加し、繁忙期に人手のほしい市内の農家をボランティアとして手伝っておられました。(かつせ隊とは「手伝う＝加勢する」の大分弁「かつせる」からつくられた言葉)

今年に入り「1人暮らしに不安を感じるようになり、申し込んでいた施設を見学しましたが、もう少し今の生活を続けようと思います」と連絡があり、4月に返送いただいた確認シートの「日頃心配なこと」欄の記入はありませんでした。

6月に様子伺いのお電話をしたところ「バイクで走行中、バイクのベ

2日後Uさんから「昨夜体調が悪くなり、娘に付き添ってもらって夜間当番の病院を受診し、入院しました」との連絡がありました。翌日、医師の病状説明に同席したところ頸髄症の診断で、ふらつき、四肢の違和感、右上下肢脱力の症状が出ているとのこと。検査結果は翌週に分かるそうで、親族、通院している眼科、県営住宅の管理人に入院した旨を連絡しました。

入院から数日後、Uさんから不安を訴える電話があったので、看護師に伝えました。看護師によると、Uさんは予期せぬ症状により不安を覚え、眠れない様子とのこと、精神科の医師に相談して薬を処方してもらったことになったそうです。折り返しUさんに電話したところ、ちょうど精神科医から薬の説明を受けたようので安心されており、今後も1人で考えすぎず、ご相談くださいとお伝えしました。



## 退職のご挨拶

私事ではございますが、この度、りすシステムの運営体制変更に伴う退職の募集に応じ、10年間の職員生活に終止符を打つことになりました。また、パートナー登録の予定はございません。

これまで関わらせて頂きましたご利用者の皆様をはじめ、ご家族・ご友人、施設等関係者の皆様には、大変お世話になり、また、未熟な私をお導き下さり、本当にありがとうございました。

本来であれば、直接御礼を申し上げるべきところですが、略儀となりますことをお許し下さい。

皆様のご健康とご多幸を、心よりお祈り申し上げます。

令和3年6月末日 塚田 澄子

7月に入り、頸髄に腫瘍の疑いがあるとのことで転院して検査・治療することになり、入院していた病院の退院手続き・支払いをし、転院先に付き添って保証手続きをしました。主治医から診療計画の説明があったので、一緒に付き添ってきた娘さんと聞き、Uさんの承諾を得て医療上の判断に関する事前意思表示書を主治医に渡しました。また、郵便物の転送手続き、高額療養費制度申請の手続きを行いました。

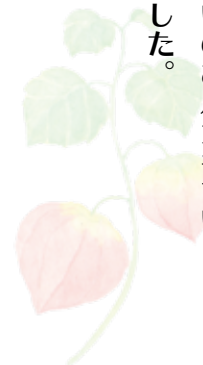
Uさんは検査の結果、腫瘍ではなく炎症とのことで手術の必要はなくなりましたが、転院先で治療を続けることになりました。「施設見学を楽しみにしていたのに右手足は動かないし、これでは自立は無理だねえ。自分で判断できなくなつたときは、あとはお願いね」とおっしゃるSさんに「病院の相談員とも相談しながら、Uさんに合う施設を一緒に探しましょう」とお伝えしました。



## りす友 おたより 紹介コーナー



東京都・進藤光江様より、暑中見舞いのお八方書をいただきました。





## 地球に恩返し Tシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製 T シャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」に寄付いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。ご希望の方は 0120-889-443 までご連絡ください。

### T シャツ

■定 価：2,000 円 (税・送料込み) ■サイズ：S・M・L  
■カラー：ホワイト・ライトグリーン・ピンク・ライトブルー・イエロー

### ポロシャツ

■定 価：2,500 円 (税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L  
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

## 地球に恩返し運動について



私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム  
地球に恩返しの森づくり事業部

### 地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

#### 地球に恩返し 基金振込先

#### ● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432  
加入者：地球に恩返し基金

#### ● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九 (ゼロイチキュー)  
種目：当座 口座番号：0743432  
加入者：地球に恩返し基金



## 「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)	高橋 みな子さん (東京都練馬区)	丹羽 昌枝さん (奈良県桜井市)
生方 英雄さん (千葉県千葉市)	中野 壽美子さん (東京都豊島区)	深瀬 長吉さん (東京都板橋区)
佐山 馨子さん (東京都国立市)	中野谷 弘さん (東京都江東区)	涌井 セツさん (東京都北区)
志村 祐子さん (東京都足立区)	永井 きみ子さん (東京都新宿区)	渡邊 潔さん (栃木県日光市)

匿名 2 名 50 音順

※ 2021 年 6 月 1 日～7 月 31 日の期間、14 名の方から寄付をいただきました。



NPO りすシステム

☎ 0120-889-443

りすセンター・新木場

☎ 0120-373-959